

# 感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和2年11月26日】

# 集中対策期間

～これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月28日(土)から令和2年12月11日(金)まで

内 容

特措法第24条第9項に基づくより強い協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

## 札幌市内

### 【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

- 感染リスクを回避できない場合
  - ・不要不急の外出を控える
  - ・市外との不要不急の往来を控える
- 札幌市内における接待を伴う飲食店の利用を控える
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く）の利用を控える
- 「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの徹底した活用

### 【札幌市内の事業者の皆様への要請】

- 札幌市内の接待を伴う飲食店について休業を要請（対象区域、施設等は別添のとおり）
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮（対象区域、施設、営業時間等は別添のとおり）
- 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の再確認と徹底

**道内全域（札幌市内を除く）**

**【道民及び道内に滞在している皆様への要請】**

- 感染リスクを回避できない場合
  - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- 飲食の場面における感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

**【事業者の皆様への要請】**

- 北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

**特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）**

- 感染リスクを回避できない場合の例
  - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
  - 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
  - 飲食の場面においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など
- 体調が悪い場合の例
  - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

## 感染拡大防止対策の更なる強化

### ■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

### ■感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・宿泊療養施設の迅速な確保

### ■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

## 札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

## 休業

区域	札幌市内
期間	11月28日(土)から12月11日(金)
対象施設	○接待を伴う飲食店

## 営業時間の短縮等

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域)
期間	11月28日(土)から12月11日(金)
対象施設	○酒類提供を行う飲食店 ○酒類提供を行うカラオケ店 ○酒類提供を行う料理店・食堂等

## 対象施設と要請内容

対象施設

接待を伴う飲食店  
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店  
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等  
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



要請内容

休業

営業時間を短縮

営業時間は  
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は  
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底